

## 特定非営利活動法人シーズ定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人シーズという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府堺市西区浜寺諏訪森町西2丁9-3番に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、居宅確保に配慮を要する高齢者、障害者、子育て世帯その他生活上の困難を有する者に対して、居住支援、生活支援、社会参加の機会の提供等に関する事業を行い、もって地域における福祉の向上及び共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 住居確保に配慮を要する者に対する居住支援事業
- ② 障害児、障害者及び高齢者を対象としたスポーツ教室の運営事業
- ③ 高齢者、障害者、子ども等を対象とした居場所提供及び交流支援事業
- ④ 前各号に附帯又は関連する事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体  
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族

が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、

総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、堺市、同一又は類似の目的を有する特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人記入情報欄）に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	高田 海
副理事長	井口拓海
理事	齊藤隆成
理事	松浦大智
理事	船津洋介
理事	鍛冶瞳美
監事	納みなみ

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日か

ら令和9年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- |             |              |
|-------------|--------------|
| (1) 正会員入会金  | 0円           |
| 正会員会費       | 0円(1年間分)     |
| (2) 賛助会員入会金 | 0円           |
| 賛助会員会費      | 3,000円(1年間分) |

# 役員名簿

特定非営利活動法人シーズ

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	たかだ かい 高田 海		無
理事	いぐち たくみ 井口 拓海		無
理事	さいとう りゅうせい 齊藤 隆成		無
理事	ふなつ ようすけ 船津 洋介		無
理事	まつうら だいち 松浦 大智		無
理事	かじ ひとみ 鍛冶 瞳美		無
監事	なや 納 みなみ		無

# 設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人シーズ  
設立代表者 高田 海

## 1 趣 旨

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動（居住支援・生活支援系の法人）

### 1 趣旨

本法人は、地域において居宅確保に配慮を要する高齢者、障害者、子育て世帯その他の生活上の困難を有する者に対し、居住支援および生活支援を中心とした事業を行い、安心して暮らし続けられる地域づくりに寄与することを目的として設立する。

近年、住宅確保要配慮者においては、入居のハードル、家計・就労・健康・孤立等の複合課題により、住まいの喪失や生活の不安定化に至るケースが少なくない。現場では「住まいの確保」だけでなく、「入居前後の伴走」「制度利用の調整」「地域資源との接続」まで一体で支える体制が求められている。

本法人は、①住居確保に配慮を要する者に対する居住支援事業、②生活課題の整理と関係機関との連携による生活支援、③社会参加の機会の提供を通じて、当事者が地域で孤立せず自立した生活を営めるよう支援する。これにより、地域福祉の向上および共生社会の実現に資することを設立趣旨とする。

## 2 申請に至るまでの経過

- 令和7年10月：地域の相談支援・居住支援の現場で、住まいの確保と生活課題が連動している実態を共有
- 令和7年10月：支援対象（高齢者／障害者／子育て世帯等）と支援範囲（入居前後の伴走、制度調整、見守り等）を整理
- 令和7年11月：関係機関（自治体、包括、相談支援、医療、学校等）との連携の方向性を検討
- 令和7年11月：事業計画・収支計画・定款案を作成、設立総会に向けた準備を実施
- 令和8年2月：設立総会を開催、設立認証申請書類を整備し申請に至る

## (2) 社会教育の推進を図る活動

### 1 趣旨

本法人は、地域において学びの機会にアクセスしづらい者、生活課題を抱え社会参加が困難な者等に対し、社会教育の機会を提供し、自己理解・生活力・就労準備力の向上を支援することを目的として設立する。

社会の変化に伴い、生活スキル、情報リテラシー、対人スキル、職業能力等の不足が孤立や貧困、就労困難の要因となる一方、学校卒業後や成人後に体系的に学び直せる場は十分とはいえない。

本法人は、講座・ワークショップ・個別支援・地域交流等を通じて、当事者が必要な知識と技能を獲得し、地域で役割を持って暮らせるよう支援する。

あわせて関係機関・地域資源と連携し、学びを「生活の安定」「社会参加」「就労」へとつなげる仕組みを構築する。これにより、社会教育の推進と地域福祉の向上に寄与することを設立趣旨とする。

### 2 申請に至るまでの経過

- 令和7年10月：支援現場・地域住民から「学び直し」「生活力」「就労準備」のニーズを把握
- 令和7年10月：対象者像（若者／子育て世帯／障害者等）と提供する教育機会（講座・実習・個別支援）を整理
- 令和7年11月：試行的に講座/相談会/学習会を実施し、継続運営の必要性を確認
- 令和7年11月：運営体制、事業計画、協力者・連携先を整備
- 令和8年2月：設立総会を開催、申請書類を整備し申請に至る

(3) 子どもの健全育成を図る活動（例：居場所・学習支援・スポーツ教室・交流支援系の法人）

## 1 趣旨

本法人は、地域の子ども及び家庭を取り巻く課題（孤立、貧困、不登校、虐待リスク、体験格差等）に着目し、子どもが安全に過ごし、学び、体験し、人とつながれる機会を提供することで、子どもの健全育成を図ることを目的として設立する。

子どもに必要なのは学力支援だけではなく、安心できる居場所、信頼できる大人との関係、身体活動や文化体験、自己肯定感を育む経験である。しかし、家庭状況や地域資源の不足により、その機会が十分に確保されない子どもも多い。

本法人は、①居場所提供及び交流支援、②学習支援・体験活動、③スポーツ教室等の身体活動を通じて、子どもの心身の成長を支える。また、保護者や関係機関と連携し、必要に応じて生活支援や相談支援につなぐことで、子どもが継続的に地域で育つ環境を整える。これにより、子どもの健全育成と地域の共生社会の実現に寄与することを設立趣旨とする。

## 2 申請に至るまでの経過

- 令和7年10月：地域での子どもの居場所不足・体験格差等の課題を把握
- 令和年7月10月：学校・家庭・支援機関の声を踏まえ、居場所/学習/スポーツ等の事業案を検討

•令和7年11月：試行的に居場所活動・イベント・スポーツ体験等を実施し、  
継続ニーズを確認

- 令和7年11月：安全管理、指導体制、協力者、運営規程を整備
- 令和8年2月：設立総会を開催、申請書類を整備し申請に至る

# 初年度事業計画書

(成立の日からR9年3月31日まで)

特定非営利活動法人シーズ

## I 事業の実施方針

本法人は、住宅確保に配慮を要する高齢者、障害者、低所得者並びに地域住民に対し、住まい・健康・交流の3つの側面から総合的な支援を行い、地域における安定した生活及び社会参加の促進を目的とする。

具体的には、入居相談や物件情報の提供、関係機関との連携による居住支援を行うとともに、入居後の生活相談及び見守り支援を実施し、安心して暮らし続けられる環境の確保に努める。

また、健康増進及び社会参加の機会創出を目的として、軽運動や体操、レクリエーションスポーツ等の教室を定期的で開催し、身体機能の維持向上及び交流機会の拡充を図る。

さらに、地域住民の孤立防止及び交流促進のため、高齢者、障害者、子ども等が安心して集える居場所を提供し、交流イベント、相談支援、学習支援等を実施することで、地域全体のつながりの強化を図る。

これらの事業の実施にあたっては、行政機関、不動産事業者、福祉サービス事業所、地域団体等との連携を密にし、安全管理及び個別ニーズへの対応を徹底する。また、継続的な事業評価と改善を行い、利用者の自立支援及び生活の質の向上に寄与することを基本方針とする。

## II 事業の実施に関する事項

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### (1) 住居確保に配慮を要する者に対する居住支援事業

##### 【内 容】

住居確保に配慮を要する高齢者、障害者、低所得者等を対象に、入居相談、物件情報提供、関係機関との連携、入居後の生活相談支援及び見守り支援を実施する。必要に応じて行政機関、不動産事業者、福祉事業所と連携し、安定した居住環境の確保を支援する。

##### 【実施場所】

大阪府内（事務所及び対象者居宅、関係機関等）

##### 【実施日時】

通年（平日9時00分～18時00分を基本とする）

##### 【事業の対象者】

住居確保に配慮を要する高齢者、障害者、低所得者、ひとり親世帯等

##### 【収 入】

480,000円（見守り支援料 1名2,000円想定×20名×12ヶ月）

##### 【支 出】

442,000円（人件費288,000円、通信費10,000円、交通費144,000円）

#### (2) 障害児、障害者及び高齢者を対象にしたスポーツ教室の運営事業

##### 【内 容】

障害児、障害者及び高齢者の健康増進及び社会参加の促進を目的とし、軽運動、体操、レクリエーションスポーツ等のスポーツ教室を定期的で開催する。安全管理に配慮し、専門

スタッフの指導のもと実施する。

【実施場所】

市町村公共施設（体育館、地域センター等）

【実施日時】

月1回程度（1回あたり約60分）

【事業の対象者】

障害児、障害者及び高齢者

【収入】

120,000円（参加費500円×20名想定×12ヶ月）

【支出】

119,200円（会場使用料36,000円、指導員謝金43,200円、備品購入費30,000円、保険料等10,000円）

(3) 高齢者、障害者、子ども等を対象にした居場所提供及び交流支援事業

【内容】

地域住民の孤立防止及び交流促進を目的として、高齢者、障害者、子ども等が安心して集える居場所を提供し、交流イベント、相談対応、学習支援、レクリエーション活動等を実施する。

【実施場所】

法人事務所及び地域交流スペース等

【実施日時】

月1回程度（1回あたり2～3時間）

【事業の対象者】

高齢者、障害者、子ども及び地域住民

【収入】

0円

【支出】

60,000円（会場費24,000円、消耗品費6,000円、光熱費6,000円、広報費等24,000円）

初年度活動予算書  
 成立の日から R9年3月31日まで

特定非営利活動法人シーズ  
 (単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	0
賛助会員受取会費	0	0
.....	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
施設等受入評価益	0	0
.....	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
.....	0	0
4. 事業収益		
居住支援事業収益	480,000	
居場所提供支援事業	0	
スポーツ教室事業収益	120,000	600,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
.....	0	0
経常収益計		600,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費	288,000	
謝金	43,200	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....	0	
人件費計	331,200	
(2) その他経費	0	
会場使用料	60,000	
通信費	10,000	
交通費	144,000	
消耗品	6,000	
備品	30,000	
光熱費・保険料	16,000	
広告費	24,000	
その他経費計	290,000	
事業費計		621,200
2. 管理費	0	
(1) 人件費	0	
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....	0	
人件費計	0	
(2) その他経費	0	
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
.....	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		621,200
当期経常増減額		△21,200
<b>III 経常外収益</b>		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
<b>IV 経常外費用</b>		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		△21,200
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		△21,200

# 翌年度事業計画書

(R9年4月1日からR10年3月31日まで)

特定非営利活動法人シーズ

## I 事業の実施方針

本法人は、住宅確保に配慮を要する高齢者、障害者、低所得者並びに地域住民に対し、住まい・健康・交流の3つの側面から総合的な支援を行い、地域における安定した生活及び社会参加の促進を目的とする。

具体的には、入居相談や物件情報の提供、関係機関との連携による居住支援を行うとともに、入居後の生活相談及び見守り支援を実施し、安心して暮らし続けられる環境の確保に努める。

また、健康増進及び社会参加の機会創出を目的として、軽運動や体操、レクリエーションスポーツ等の教室を定期的で開催し、身体機能の維持向上及び交流機会の拡充を図る。

さらに、地域住民の孤立防止及び交流促進のため、高齢者、障害者、子ども等が安心して集える居場所を提供し、交流イベント、相談支援、学習支援等を実施することで、地域全体のつながりの強化を図る。

これらの事業の実施にあたっては、行政機関、不動産事業者、福祉サービス事業所、地域団体等との連携を密にし、安全管理及び個別ニーズへの対応を徹底する。また、継続的な事業評価と改善を行い、利用者の自立支援及び生活の質の向上に寄与することを基本方針とする。

## II 事業の実施に関する事項

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### (1) 住居確保に配慮を要する者に対する居住支援事業

##### 【内 容】

住居確保に配慮を要する高齢者、障害者、低所得者等を対象に、入居相談、物件情報提供、関係機関との連携、入居後の生活相談支援及び見守り支援を実施する。必要に応じて行政機関、不動産事業者、福祉事業所と連携し、安定した居住環境の確保を支援する。

##### 【実施場所】

大阪府内（事務所及び対象者居宅、関係機関等）

##### 【実施日時】

通年（平日9時00分～18時00分を基本とする）

##### 【事業の対象者】

住居確保に配慮を要する高齢者、障害者、低所得者、ひとり親世帯等

##### 【収 入】

720,000円（見守り支援金2,000円想定×30人×12ヶ月）

##### 【支 出】

730,000円（人件費432,000円、10,000円通信費、交通費288,000円）

#### (2) 障害児、障害者及び高齢者を対象にしたスポーツ教室の運営事業

##### 【内 容】

障害児、障害者及び高齢者の健康増進及び社会参加の促進を目的とし、軽運動、体操、レクリエーションスポーツ等のスポーツ教室を定期的で開催する。安全管理に配慮し、専門

スタッフの指導のもと実施する。

【実施場所】

市町村公共施設（体育館、地域センター等）

【実施日時】

月1回程度（1回あたり約60分）

【事業の対象者】

障害児、障害者及び高齢者

【収入】

180,000円（参加費1名500円想定×30人×12ヶ月）

【支出】

173,000円（会場使用料36,000円、指導員謝金72,000円、備品購入費50,000円、保険料等15,000円）

(3) 高齢者、障害者、子ども等を対象にした居場所提供及び交流支援事業

【内容】

地域住民の孤立防止及び交流促進を目的として、高齢者、障害者、子ども等が安心して集える居場所を提供し、交流イベント、相談対応、学習支援、レクリエーション活動等を実施する。

【実施場所】

法人事務所及び地域交流スペース等

【実施日時】

月1回程度（1回あたり2～3時間）

【事業の対象者】

高齢者、障害者、子ども及び地域住民

【収入】

0円

【支出】

60,000円（会場費24,000円、消耗品費6,000円、光熱費6,000円、広報費等24,000円）

## 翌年度活動予算書

R9年 4 月 1 日から R10 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人シーズ  
(単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
.....	0	
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
.....	0	
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
.....	0	
4. 事業収益		
居住支援事業収益	720,000	
居場所提供支援事業収益	0	
スポーツ教室事業収益	180,000	
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
.....	0	
経常収益計		900,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
人件費	432,000	
謝金	72,000	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....	0	
人件費計	504,000	
(2) その他経費		
会場使用料	60,000	
通信費	10,000	
交通費	288,000	
消耗品	6,000	
備品	50,000	
光熱費・保険料	21,000	
広告費	24,000	
その他経費計	459,000	
事業費計		963,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
.....	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		963,000
当期経常増減額		△63,000
<b>III 経常外収益</b>		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計		0
<b>IV 経常外費用</b>		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		△63,000
前期繰越正味財産額		△21,200
次期繰越正味財産額		△84,200